日調連発第２７１号
令和６年１２月４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

消費税のインボイス制度に関する周知等について（依頼）

この度、法務省、財務省及び国税庁から、標記制度に関する周知等について別添のとおり依頼がありましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いします。

令和６年 11 月 22 日

日本土地家屋調査士会連合会 御中

法　　務　　省
財　　務　　省
国　　税　　庁

消費税のインボイス制度に関する周知等について（協力依頼）

平素から法務行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

インボイス制度について、改めて周知させていただきたい事項をまとめましたので、事業者の皆さまへの周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

１．インボイス記載事項チェックシート等のご案内

インボイスに記載すべき事項の確認や、受領したインボイスに必要事項が記載されているかの確認にご活用いただけるチェックシート（別添１）を作成しております。このほかにも、消費税やインボイス制度のポイント等を各５分程度で解説した YouTube 動画、各種リーフレットを、下記リンク先に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

なお、カメラで撮影したインボイスから登録番号や金額等を自動的に入力して帳簿に反映する機能や、デジタルインボイスをやりとりする機能を備えた会計ソフト等をご利用いただくことで、インボイス制度への対応がスムーズになるほか、バックオフィス業務全体を効率化することにもつながりますので、ぜひご検討ください。

インボイス制度に関する動画・リーフレット
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

（参考）動画「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」
https://www.youtube.com/watch?v=CV7aUqw2gxE

２．取引上の留意点

消費税について課税事業者に転換した取引先（売手側）から、免税事業者であったときの取引価格からの引上げを求められたにもかかわらず、価格交渉に応じず、一方的に従来どおりの取引価格に据え置いた場合、独占禁止法・下請法等に違反するおそれがあります。独占禁止法・下請法等の考え方については、別添２をご確認ください。

なお、買手側では、従来から消費税相当分を支払ってきたと認識している場合でも、売手側では、消費税相当分として支払われている分も含む金額がいわゆる本体価格として妥当な金額であると認識して取引しているような場合があり得ます。売手側からは価格交渉を申し出にくい場合もあることから、買手側においては、取引先との間で消費税相当分の金額に関する認識の不一致が生じないように注意し、インボイス制度を機に課税事業者に転換した事業者に対しては、必要に応じて価格引上げの要否を確認するなど、適正な取引関係の構築にご留意ください。

以 上

（別　紙）

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html

【中小企業庁】

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

インボイス制度に関する相談先一覧（取引先から不当な扱いを受けた際の相談先を含む）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例１】

○　「報酬総額１１万円」で契約を行った。

○　取引完了後、<u>インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明した</u>ため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、<u>消費税相当額の１万円の一部又は全部を支払わない</u>ことにした。



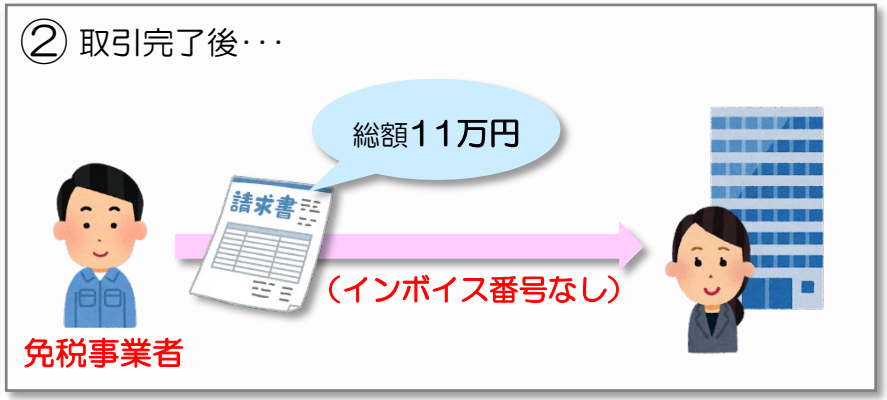

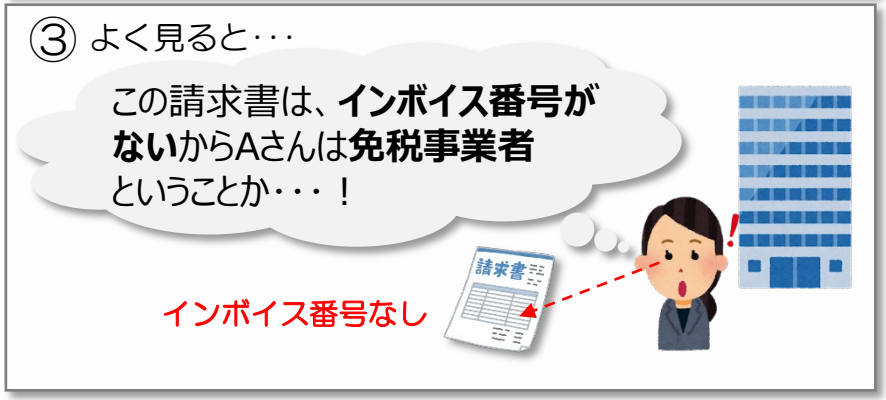

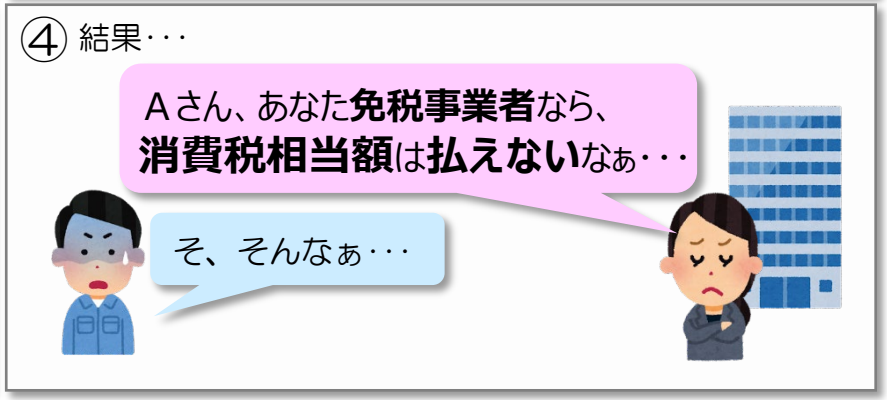



➢それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由に**して、**消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第４条第１項第３号で禁止されている**「下請代金の減額」**として問題になります。

【事例２】

○　継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。

○　その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に**課税転換を求めた**。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の**価格交渉に応じず**、**一方的に単価を据え置く**こととした。





➢それ、**下請法違反**となるおそれがあります！

下請事業者が**課税事業者になった**にもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの**交渉に応じず**、**一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為**は、下請法第４条第１項第５号で禁止されている**「買いたたき」**として問題になるおそれがあります。

【事例３】

○　課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。

○　その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません。**承諾いただけなければ**今後のお取引は考えさせていただきます。**」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

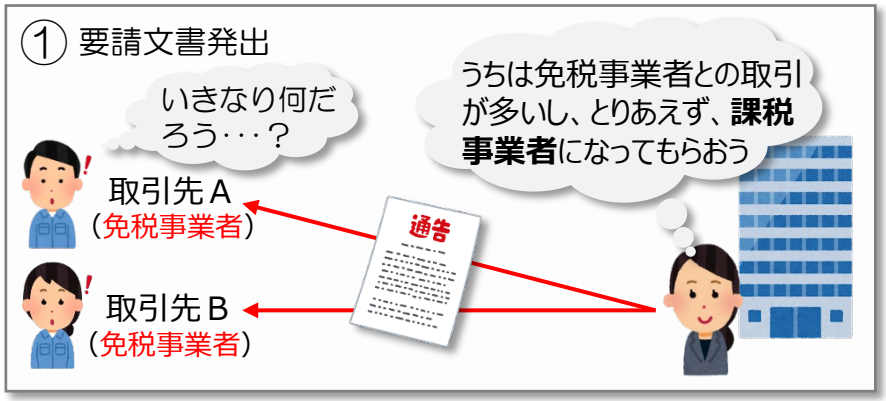

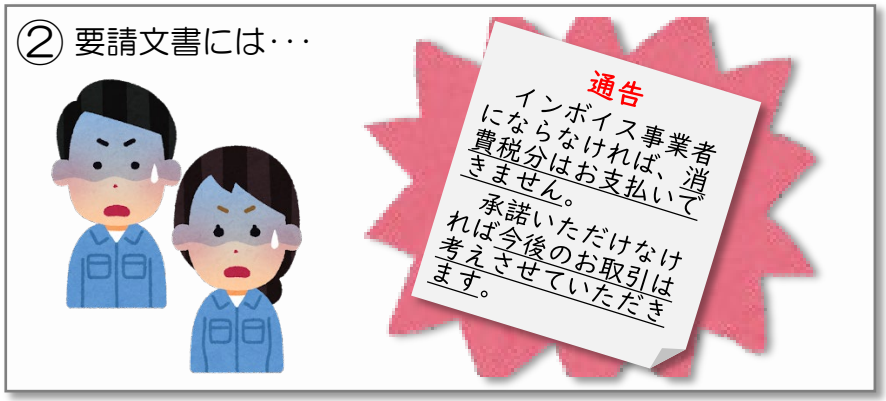

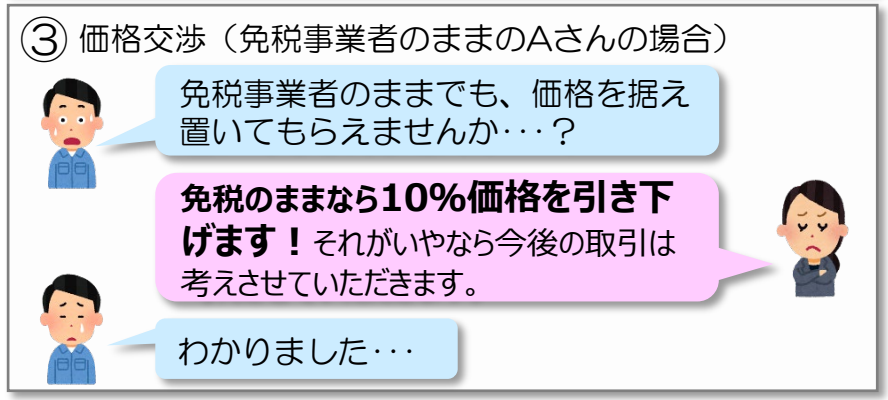

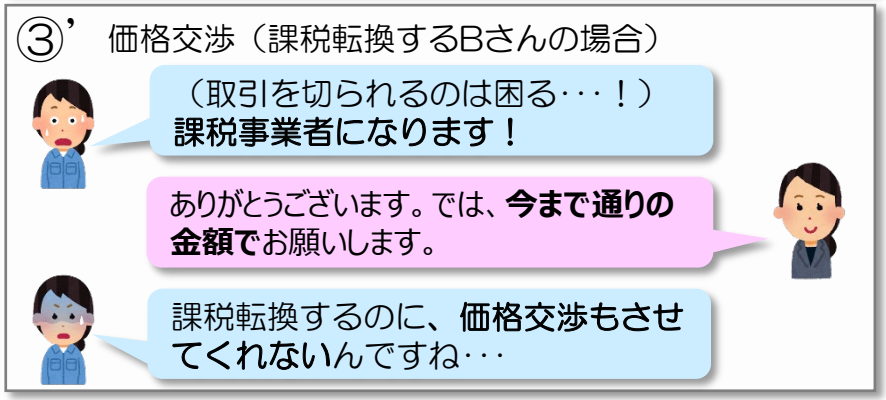



➢それ、**独占禁止法上問題**となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告する**ことは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、**価格交渉の場において**明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

【想定事例】

○　発注事業者（課税事業者）が、経過措置（注）により**一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず**、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も**課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合**には、**消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告**した。

（注）免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後３年間は、仕入税額相当額の８割、その後の３年間は同５割の控除ができることとされている。

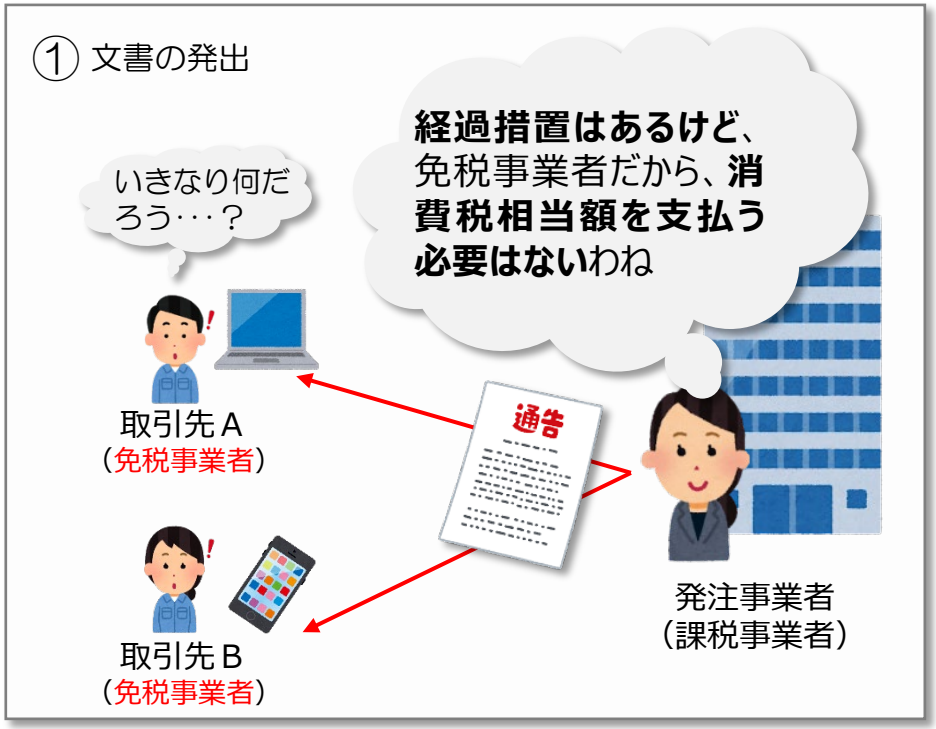



➢それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により**一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず**、取引先の免税事業者に対し、**インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合**に、**消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告**することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る建設業法上の考え方の一事例

○　「請負金額総額１１０万円」で建設工事の請負契約を行った。

○　工事完了後、**インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明した**ため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない**ことにした。



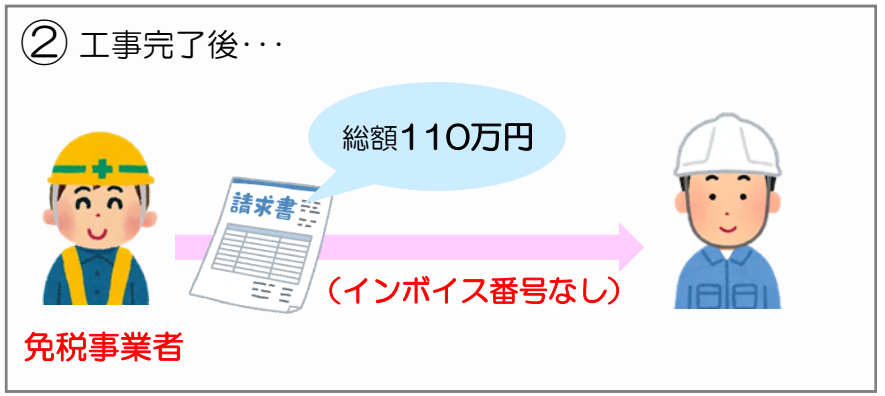

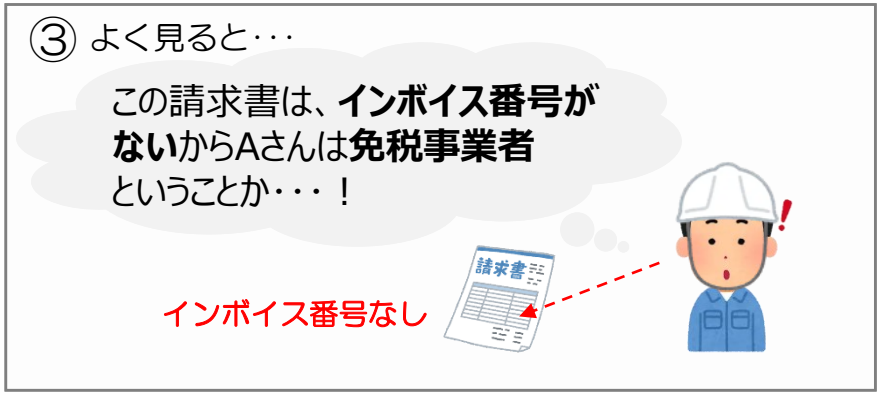

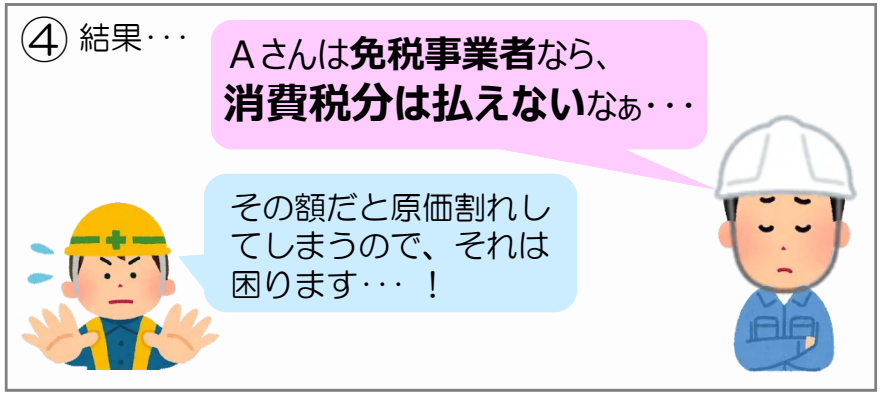



➢それ、建設業法違反です！

元請負人（下請契約の注文者）が、**自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である**下請負人に対して、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為**により、請負金額が**その工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合**には、建設業法第１９条の３の**「不当に低い請負代金の禁止」**の規定に違反する行為として問題となります。

建設業法令遵守ガイドラインの概要【インボイス関連抜粋】

国土交通省

策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定（H19.6策定、R6.9最終改訂）

＜建設業法令遵守ガイドライン国土交通省ＨＰ：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html＞

■：建設業法に違反する行為事例 、▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例、●：建設業法上望ましくない行為事例
（インボイス制度実施後の免税事業者との取引の観点から特に留意する必要のある行為事例の抜粋）

①見積条件の提示等（法第２０条第３項、第２０条の２）

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

②当初契約・変更契約（法第１９条第１項等）

■着工前に書面による契約を行わなかった場合
■追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

③不当に低い請負代金(法第１９条の３）

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

④指値発注（法第１９条の３等）

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑤不当な使用資材等の購入強制（法第１９条の４）

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑥赤伝処理（法第１９条の３等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦不利益取扱いの禁止（法第２４条の５）

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合

インボイス制度への対応に関するＱ＆Ａについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。
①売上先が消費者又は免税事業者である場合
②売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります（Q7参照）。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。
簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。
また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご留意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。
また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。
免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

インボイス制度への対応に関するＱ＆Ａについて（概要）

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1　取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2　商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3　協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4　購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5　取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者（買手）が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6　登録事業者となるような慫慂等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

※　上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

必要な事項は記載されていますか？

インボイス記載事項チェックシート

国税庁

令和６年２月
（令和６年３月改訂）

インボイス

- ☐ 発行者の氏名又は名称
- ☐ 登録番号
- ☐ 取引年月日
- ☐ 取引の内容（軽減税率対象なら、その旨）
- ☐ 税抜又は税込価額の合計額（税率ごとに計算）
- ☐ 適用税率（10%又は8%）
- ☐ 消費税額等（税率ごとに計算）
- ☐ 宛名

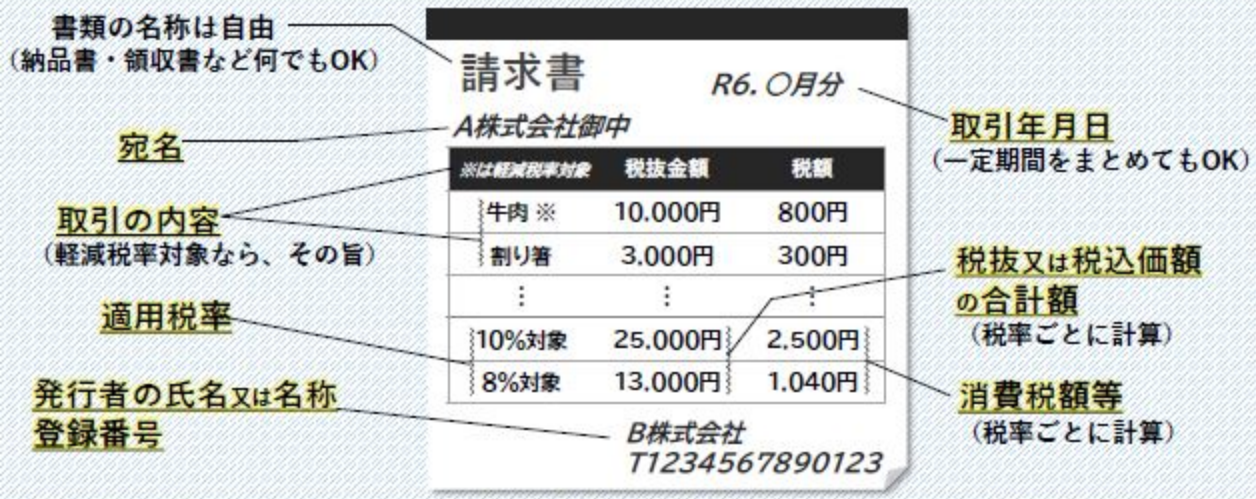

簡易インボイス

小売店・飲食店など、不特定多数を相手にする事業なら発行できます

- ☐ 発行者の氏名又は名称
- ☐ 登録番号
- ☐ 取引年月日
- ☐ 取引の内容（軽減税率対象なら、その旨）
- ☐ 税抜又は税込価額の合計額（税率ごとに計算）
- ☐ 適用税率（10%又は8%） or 消費税額等（税率ごとに計算）　どちらかでOK
- ☐ ~~宛名~~　不要（「上様」でもOK）

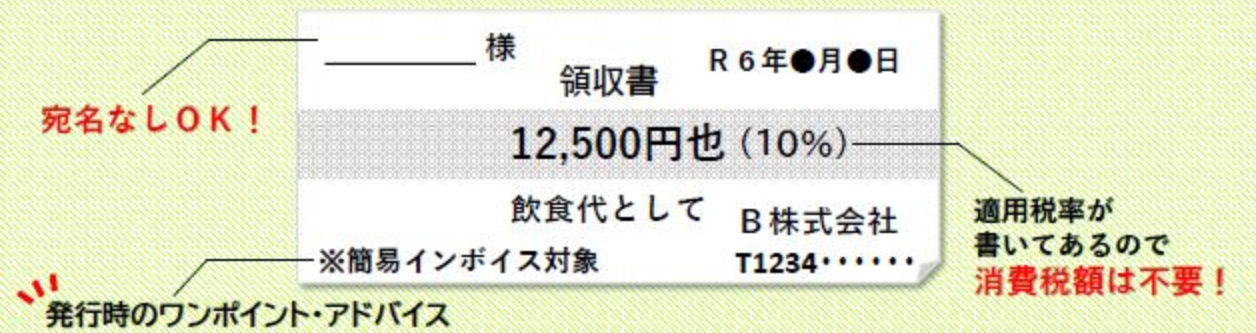

発行時のワンポイント・アドバイス

法令上の記載事項ではありませんが「簡易インボイス対象である旨」を記載しておくと、「記載不備のインボイスでは？」と誤解した取引先から確認等を受ける手間が減らせます。

記載不備のインボイスを受け取った場合

国税庁

この領収書、消費税額の記載がない・・・？

もしかしたら**簡易インボイス**かもしれません
➡ 簡易インボイスなら**税率さえ書いてあればOK！**

簡易インボイスが発行可能な事業

スーパー・コンビニ・百貨店・文具店・雑貨店などといった**小売店**、
飲食店、**タクシー**、**時間貸し駐車場**、**写真店**、**旅行会社・旅行代理店**、
その他**不特定かつ多数の者を相手にする事業**
（例）通販サイト、ホテル、航空機、レンタカー、宅配サービス、会員向けセミナー etc.

記載事項が明らかに誤っている・・・

誤り・不足事項を取引先と共有して確認を受ける
ことで、**自ら修正する**ことも可能です！



確認時のワンポイント・アドバイス

修正した請求書に「**修正事項●月●日先方確認済み**」といった文言を記載しておけば、確認を受けたことを明らかにできます！

その他ワンポイント・アドバイス

インボイスの消費税額、計算方法はあっていますか？

1,345円？

対価の額	消費税額
5,106円	510円
8,359円	835円
合　計	
13,465円	1,346円

１円未満の端数処理は、１インボイス当たり、税率ごとにそれぞれ１回

➡ 商品・明細行ごとの端数処理は×

【発行者の皆様へ】

端数処理は、受領側では確認が難しいので、**発行側の責任でしっかり確認**をお願いします！